

東邦車輛株式会社 殿

改造概要等説明書（改造自動車審査結果通知書）

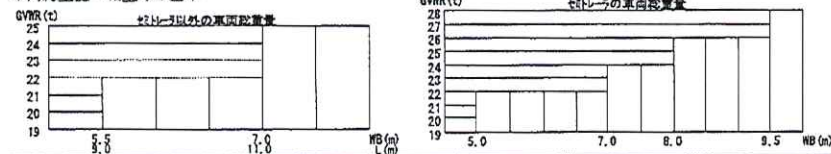
〔指示事項〕

主要諸元比較表

標準車の型別等を記載する。(2528)

項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度
車名	東邦	—	—	乗車定員人	—	—	—
型式	TF36H2C3	TF36H2C3改	—	最大積載量 kg	28700	23800	—
自動車の種別	普通	—	—	前後軸重	—	9140	(17850kg)
用途	貨物	—	—	後前軸重	—	8950	≤10t (11350kg)
車体の形状	セミトレーラ	ダンプセミトレーラ	—	後中軸重	—	8950	≤10t (11350kg)
燃料の種類	—	—	—	後後軸重	—	8950	≤10t (11350kg)
原動機型式	—	—	—	計	—	35990	≤36t (37470kg)
総重量 (1)又は総出力 (2)	—	—	—	最大安定傾斜角度°	右 50 左 50	* 40 * 40	一般 ≥35° その他 ≥30°
長さ m	12.145 (11.600)	10.780 (10.140)	≤13m	前前軸	—	—	—
幅 m	2.490	—	≤2.5m	後前軸	11R22.5 -14PR	—	(10000kg)
高さ m	2.260	3.760	≤3.8m	後中軸	11R22.5 -14PR	—	(10000kg)
軸距 m	6.910+1.300 +1.300 =9.510	5.700+1.300 +1.300 =8.300	—	後後軸	11R22.5 -14PR	—	(10000kg)
輪距 m	前前輪 — 後前輪 1.850 後中輪 1.850 後後輪 1.850	— — — —	—	前輪荷重 空車	—	—	≥18、20%
室内又は荷台の内側の寸法	長さ m 12.000 幅 m 2.470 高さ m 1.800	9.700 2.300 —	—	割合% 積車	—	—	—
車両重量 kg	前前軸重 — 後前軸重 — 後中軸重 — 後後軸重 — 計 —	2680 3170 3170 3170 12190	—	リヤ・オーバーハング m	2.090	1.655	≤2/3 (5.533m)
				荷台オフセット m	2.610	1.900	—
				最小回転半径 m	—	* 9.2	≤12m

車両総重量・軸重等の基準



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満 (1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	- kg ≤ 18t	- kg ≤ 20t	17900 kg ≤ 19t

制動能力	踏力 - N 60 km/h 4.50 m/s ²	車軸強度	×
空気圧 650kpa	—	換装装置強度	×
回 転 数	—	緩衝装置強度	$\sigma_y/\sigma = 4100/647.4 = 6.3 > 1.6$
強 度	—	制動装置強度	×
車 枠 強 度	$\sigma_y/\sigma = 570/72.432 \times 2.5 = 3.14 \geq 1.6$ $\sigma_y/\sigma = 460/72.432 \times 2.5 = 2.54 \geq 1.3$	連結装置強度	×

注1：能力強度等検討値は、該当しないものは、省略したものは×を記入すること。

注2：指示事項欄又は能力強度等検討欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。

注3：現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図及びその他特指示された資料を提示すること。

注4：*印は三菱 QDG-FV50JR型トラックと連結時の計算値を示す。

BA029685

改造等の概要

目 的	東邦TF36H2C3型(3国自審第564号71258、類別2528) セミトレーラを分割可能な積載物品(土砂等)の安全輸送をはかるため変更する。 (あおり型 固縛を前提にしないもの)
車 枠 及 び 車 体	・標準車の軸距間にあたる主フレームの後部を短縮する。
原 動 機	
動力伝達装置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	・緩衝装置ブラケット高さを0.110mから0.260mに変更する。
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

注1：該当する事項が無い場合については、斜線で記入すること

注2：届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。
なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく報告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）

注3：自動車検査証の記載事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証の記載事項の変更が必要となります。（第67条関係）